

第1回田川市市史編さん準備委員会レジュメ

日時 令和6年7月24日(水) 10時から

場所 市庁舎4階 庁議室

- 1 挨拶
- 2 委員及び事務局の自己紹介 . . . 別紙1
- 3 準備委員会設置の趣旨 . . . 別紙2
- 4 議題
 - (1) 委員長及び副委員長の互選 . . . 別紙2、3
 - (2) 全体スケジュール(案)及び検討事項 . . . 別紙2、4
 - (3) 他自治体の市史編さん事例紹介 . . . 別紙2
- 5 その他

田川市市史編さん準備委員会委員名簿

別紙 1

区分	所属・役職	氏名	備考
学識経験者	前田川市石炭・歴史博物館付属研究所長／九州国際大学名誉教授	清水 憲一	
	早稲田大学文学学術院教授	嶋崎 尚子	
市職員	総務部長	勢嶋 伴睦	
	教育部長	盛坪 達人	
	人事秘書課長	熊谷 宏紀	
	経営企画課長	有田 匡広	
	総務課長	二場 孝宜	
	財政課長	加藤 雅一	
	文化生涯学習課長	森田 竜治	

事務局

所属	役職	氏名	備考
経営企画課	課長補佐	峯 和美	
	企画政策係 主任	眞杉 育英	
文化生涯学習課	文化係 係長	中村 太郎	
	文化係 事務主査	福本 寛	

第 1 回田川市市史編さん準備委員会要旨

3 準備委員会設置の趣旨

昭和 18 年 1 月 3 日に市制施行した本市は、令和 5 年度に市政施行 80 周年を迎えました。その間、本市では昭和 29 年に『田川市誌』、昭和 49 年から昭和 54 年にかけて上巻・中巻・下巻と民俗編の計 4 巻の『田川市史』（以下「現市史」という。）を刊行しており、現在は現市史の刊行から約 50 年が経過しています。

このような中、本市における歴史の当事者である方々の高齢化や本市のまちづくりに関する貴重な資料の散逸など、本市の歴史を後世に伝えていくことは昨今重要な課題となっています。

市民に本市の歴史や文化を再確認してもらうとともに、郷土愛の醸成を図ることを目的に、田川市市制施行 80 周年庁内検討推進委員会での決定に基づき、田川市市史編さん準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置して、新たな田川市史（以下「新市史」という。）の編さんに着手することとなりました。

本準備委員会は、新市史編さんに向けた基本方針を策定するための必要事項について、協議するために設置するものであります。

なお、策定した基本方針に基づき市史編さん業務を行う際は、組織体制を見直した上で、本準備委員会は田川市市史編さん委員会（仮称）への移行を想定しています。

基本方針とは、本市が市史編さんを行うための基本的事項や方向性を示すもので、主に

- (1) 編さんする市史の対象期間
- (2) 市史の種類やその概要
- (3) 編さん体制（組織体制）
- (4) 事業スケジュール（編さんスケジュール）

などで構成されるもの

4 議題

(1) 委員長及び副委員長の互選

準備委員会設置要綱第5条第1項の規定に基づき、委員の中から委員長1人と副委員長2人を互選により選出します。

(2) 全体スケジュール（案）及び検討事項

ア 全体スケジュール（案）

本日の準備委員会は、各委員の皆様市新市史の編さん準備に向けて共通認識をもって、今後議論を進めていただくために開催しています。検討事項（検討項目）については、次回以降具体的な議論を行い、方向性を決定していく予定としています。

令和7年夏頃までには基本方針を策定し、令和8年度から新市史編さんの具体的な作業開始を基準としています。

なお、本スケジュールは現時点のものであり、今後変更となる場合もあります。

イ 検討事項（次回以降）

新市史については、

(ア) 先史から現代（現在）までの「通史」とするのか

(イ) 現市史刊行後の昭和50年頃から現代（現在）までの「継ぎ足し」とするのか

や刊行する市史の種類をどうするのかで、今後の検討事項に大きく影響してきます。まずはこの点を押さえた上で、他の検討事項について協議を進めていきます。

また、新市史の編さん業務を委託主体とするのか直営主体とするのかで、組織や人員体制も大きく変わってきます。検討事項は多岐にわたりますが、「市史」の名を冠するにふさわしいものになるよう忌憚のない意見をお願いします。

	通史	継ぎ足し
メリット	1 全年代に最新情報の反映が可能 2 全年代を通観した作成が可能	1 通史よりも短期間で刊行できる。 2 人的・財政的負担が比較的小さくなることが期待できる。
デメリット	1 完成度の高い現市史の検証・見直しは、非生産的な作業になる懸念有 2 全年代が対象のため、刊行までの期間が長くなる。 3 「1」「2」により人的・財政的負担が大きくなる懸念有 4 現市史とのすみ分けが不明確になる。	1 現市史とは別に作成するため、体系的なつながりが希薄となり、市史全体として通観していないものになる。
備考	全年代 ：先史～古代～中世～近代～現代	

表1：通史と継ぎ足しのメリット・デメリット

市史の分類	通史	継ぎ足し
新市史の対象年代	「先史～古代～中世～近代～現代」	「現代」 (昭和50年頃～現在)
所管範囲	教育部(学芸員)	「先史～古代～中世～(近代・現代の一部)」
	総務部	「近代～現代」の行政史全般
総合計画 後期基本計画	「教育・文化」又は「協働・行財政」	「現代」の行政史全般
備考	近代 ：明治頃から昭和20年頃まで、 現代 ：昭和20年以降	

表2：通史と継ぎ足しの概要（一例）

	直営主体	委託主体
メリット	1 理想とする市史の作成が可能 2 関係者と密な連携が可能となるため、諸問題が発生しても機動的な対応が可能	1 豊富な経験を有する委託業者のノウハウを活用できる。 2 本市の人的負担が少なくて済む。
	デメリット	1 ノウハウがないため、非効率な編さん業務になる可能性有 2 関係者が完成度の高い市史を目指すことにこだわりすぎると、刊行までの期間が長くなり、総事業費が膨らむ懸念有 3 本市の人的負担が大きくなる。

表4：直営主体と委託主体のメリット・デメリット

田川市市史編さん準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 田川市史を編さんする準備を行うため、田川市市史編さん準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 田川市史編さんの基本方針の立案及び策定に関すること。
- (2) 田川市史編さんの基本方針に必要な資料の収集に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、田川市史編さんの準備に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者 2人以内
- (2) 総務部長の職にある者
- (3) 教育部長の職にある者
- (4) 総務部人事秘書課長の職にある者
- (5) 総務部経営企画課長の職にある者
- (6) 総務部総務課長の職にある者
- (7) 総務部財政課長の職にある者
- (8) 教育部文化生涯学習課長の職にある者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から田川市市史編さん委員会が設置される日までとする。

2 委員が欠けたときは、必要に応じ委員を補充するものとし、補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則としてこれを公開する。ただし、会議における協議の内容が、田川市情報公開条例（平成4年条例第1号）第10条第1項各号に規定する情報であるとき、又は会議を公開することによって当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育部文化生涯学習課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、田川市市史編さん委員会が設置された日限りその効力を失う。

(会議招集に関する特例)

3 この要綱の施行後初めて開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

準備委員会スケジュール（案）

No	委託	検討項目	令和6年度									令和7年度										
			7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
		市史編さん準備委員会の開催	計画	第1回			第2回			第3回		第4回			第5回	予備						
		市史編さん関係課会議の開催	計画					第1回				第2回			予備							
1	○	新市史の編さん対象とする年代 ※「通史」か「継ぎ足し」か	計画							◎												
2		刊行物の組体裁・校正・印刷製本など一式 (以下「刊行物の印刷」という。)	計画								◎											
3		刊行物の印刷以外の委託（主なもの） ※直営主体や特殊要因時は内容まで決める。	計画							◎	予備	予備										
	(1) 執筆 ※執筆要領など	計画								◎	予備	予備										
	(2) 委託か直営かの判断のみ ア 各種会議の運営、作業の進捗管理 イ 補助資料等の収集、取材、聞き取り調査 ウ 各種資料の整理、データベース化 エ 機運醸成事業の企画・運営 ※委託でもイとエは直営との2本立てか	計画									◎	予備	予備									
4		総合計画（後期基本計画）での位置付け	計画							◎												
5		市史編さんを所管する庁内の部（課）	計画							◎												
6		総事業費の見込み（財源を含む。）	計画																			
7		事業期間（着手から刊行までの期間）	計画									◎		予備	予備							
8		市史編さん委員会の組織構成 ※編集委員会、庁内推進体制などを含む。	計画									◎		予備	予備							
9		基本方針の策定	計画												◎	予備						
10		市史編さん室（仮称）の設置、担当職員の配置 ※業務内容、人員体制を含む。	計画									◎		予備	予備		編さん室（仮称）の設置・担当職員の配置（未定）					
11		予算要求（債務負担行為を含む。）	計画														（未定）					
12		市史編さん委員会設置、委託業者選定準備 資料収集の事前準備・基礎調査 など	計画														（未定）					

委託主体時は応募事業者に提案してもらうため、内容までは決めないが、直営主体時や特殊要因が発生した際は、準備委員会で内容まで決める。

◎：検討項目の決定時期

◆編さん委員会での検討項目（例）

刊行物の種類 ※本篇、写真集、概要版、資料編など	計画
刊行媒体 ※デジタルアーカイブを含む。	計画
コンセプト ※歴史叙述、論考、市民向けなど	計画
刊行物の目次 ※構成・テーマ	計画
具体的な作業スケジュールの作成 ※年度ごと・作業工程ごと	計画

- ◆「通史」（事業期間の目安は8年～10年程度）
先史～現代 → 学芸員所管範囲大なら → 後期基本計画「教育・文化」
行政職所管範囲大なら → 後期基本計画「協働・行財政」
- ◆「継ぎ足し」（事業期間の目安は5年程度）
S50頃～現代 → 行政職所管範囲大 → 後期基本計画「協働・行財政」
※ 学芸員の所管範囲は当該期間における新発見など行政史の一部に留まる。